

# 2022年度メキシコ税制改正の概要 (第5回) - 過少資本税制

KPMG in Mexico

本ニュースレターでは、2022年度税制改正（2021年11月12日連邦政府官報公布）のうち、過少資本税制にかかる改正の概要について解説します。今回の改正では、過少資本税制の適用要否の判断および税額計算に用いる税務上の資本の額をより低く算定する変更が行われています。また、従来、過少資本税制の適用対象外とされていた事業が、適用対象とされるなど、一部の納税者にとっては影響の大きい改正となっています。

## 目次

1. 過少資本税制とは
2. 過少資本税制に係る改正点
3. 当該改正の論点

## 1. 過少資本税制とは

過少資本税制とは、借入取引等を利用した租税回避行為を防ぐことを目的として導入され、海外の関連者へ支払う利息の損金算入を制限する制度です。

過少資本税制は、企業の負債が、資本の3倍を超過した場合に適用されます。ここでいう負債は、利息が生じる債務（例えば、未払法人税等は含まない）および外貨建債務の月次平均値により算出されます。また、ここでいう資本は、期首と期末の平均値により算出されます。

過少資本税制が適用される場合には、資本の3倍を超過した分の負債に対する国外関連者への支払利息等が損金算入の制限を受けることとなります。

## 2. 過少資本税制に係る改正点

### (1) 税務上の資本の部の計算方法

改正前は、税務上の資本の部と会計上の資本の部の金額ともに特段の制限なく採用でき、また、税務上の資本の部を採用する場合には、繰越欠損金を控除する定めはありませんでした。

今回の改正により、税務上の資本の部の算定において、繰越欠損金を控除しなければならないことが新たに規定されました。また、上記繰越欠損金控除後の税務上の資本の部が会計上の資本の部より20%以上大きい場合には、税務上の資本の部を使用することができず、会計上の資本の部をもとに、過少資本税制の適用要否や損金不算入額の算定を行います。



## (2) インフラ事業等

改正前は、特段の制限なく、インフラ事業等を行う事業者は、過少資本税制の対象外とされていました。

今回の改正により、インフラ事業等を行う事業者が、過少資本税制の対象外となるための要件として、新たに認可事業者であることが追加されました。

## (3) SOFOM非規制会社

改正前は、SOFOM（多目的金融会社）非規制会社は、金融機関以外による非規制対象セクターでの出資をもとに成立する会社でリースやクレジットの譲与の提供ができる認可をもつ法人であり、過少資本税制の対象外とされていました。

今回の改正により、SOFOMs Unregulated（非規制多目的金融会社）も、過少資本税制の適用を受けることになります。

## 3. 当該改正の論点

これまで過少資本税制による支払利子等の損金不算入額の計算に際し、税務上の資本の部を計算基礎として採用していた企業のうち、繰越欠損金を有している企業では計算前提が大きく変わる可能性があるため、早期の影響分析が肝要になります。

当該企業において、新たに親会社や兄弟会社からの借入により資金調達を計画されている場合には、借入の事前に、今回の改正の基づく算定方法により過少資本税制の適用要否のシュミレーションを行い、当該制度の適用の可能性が高い場合には、資金繰りを分析し、借入の金額や返済期間・スケジュールの見直しを検討することが重要です。また、すでに親会社等から借入をされている企業においても、改正の動向を踏まえ、余剰な資金がないか分析を行い、必要に応じて早期返済等により借入額を縮小することが望ましいと考えられます。

## 本ニュースレターに関するお問合せ先

### メキシコシティ事務所

東野 泰典 (yasunorihigashino@kpmg.com.mx)

大野 博之 (hiroyukiohno@kpmg.com.mx)

井上 和俊 (kazutoshiinoue@kpmg.com.mx)

### ケレタロ事務所

宮本 諭 (satoshimiyamoto1@kpmg.com.mx)

### レオン事務所

宮地 剛大 (takahiro.miyachi@jp.kpmg.com)

本ニュースレターの内容は、当法人が作成時点で得られる情報をもとに信頼に足り且つ正確であると判断した情報に基づき作成されておりますが、当法人はその正確性・確実性を保証するものではありません。本ニュースレターのご利用に際しては、貴社ご自身の判断にてなされますよう、また必要な場合は、弁護士、会計士、税理士等にご相談のうえお取扱い下さいますようお願い申し上げます。該当情報に基づいて被ったいかなる損害についても情報提供者および当法人（KPMG Cardenas Dosal, S.C.ならびにKPMGネットワークに属するメンバーファーム）は一切の責任を負うことはありませんのでご了承ください。

本ニュースレターの著作権は当法人に属し、本ニュースレターの一部または全部を、①複写、写真複写、あるいはその他の如何なる手段において複製すること、②当法人の書面による許可なくして再配布することを禁じます。

© 2022 KPMG Cárdenas Dosal, S.C., Sociedad Civil Mexicana y firma miembro de la organización mundial de firmas miembros independientes de KPMG afiliadas a KPMG International Limited, una compañía privada inglesa limitada por garantía. Todos los derechos reservados.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.